

- ◎新潟県訓令第10号
- ◎新潟県企業局訓令第3号
- ◎新潟県病院局訓令第2号
- ◎新潟県議会訓令第3号
- ◎新潟県教育委員会訓令第7号
- ◎新潟県警察本部訓令第8号
- ◎新潟県監査委員訓令第3号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号

本 庁
地 域 機 関
企 業 局
病 院 局
議 会 事 務 局
教 育 庁
教 育 機 関
県 立 学 校
警 察 本 部
監 査 委 員 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県情報処理システム運用規程（平成12年3月新潟県訓令第3号、平成12年3月新潟県企業局訓令第2号、平成12年3月新潟県病院局訓令第2号、平成12年3月新潟県議会訓令第1号、平成12年3月新潟県教育長訓令第3号、平成12年3月新潟県警察本部訓令第3号、平成12年3月新潟県監査委員訓令第1号、平成12年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事	花角	英世
新潟県企業管理者	桑原	勝史
新潟県病院事業管理者	岡	俊幸
新潟県議会議長	岩村	良一
新潟県教育委員会教育長	稲荷	善之
新潟県警察本部長	花岡	和道
新潟県代表監査委員	栗山	和廣
新潟県人事委員会委員長	氏家	信彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 庁内ローカルエリアネットワーク（以下「庁内LAN」という。）所管課等と地域機関等を接続してデータ通信を行うためにICT推進課長が管理するデータ通信網をいう。 (7)～(11) (略) (システム化等に関する基本方針の作成等) 第4条 知事政策局長は、情報処理システム化又は情報処理システムの変更（以下「システム化等」	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 庁内ローカルエリアネットワーク（以下「庁内LAN」という。）所管課等と地域機関等を接続してデータ通信を行うために情報政策課長が管理するデータ通信網をいう。 (7)～(11) (略) (システム化等に関する基本方針の作成等) 第4条 総務管理部長は、情報処理システム化又は情報処理システムの変更（以下「システム化等」

という。)に関する基本方針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

- 2 知事政策局長は、前項の規定により指針を定めるに当たっては、最高情報統括責任者の指示及び情報企画監の技術的助言を求めなければならない。
- 3 知事政策局長は、必要に応じ、指針の見直しを行うものとする。

(システム化等の計画の協議)

第5条の2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長を除く。)は、前条の規定によりシステム化等(軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより知事政策局長に協議しなければならない。

- 2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長に限る。)は、前条の規定によりシステム化等(庁内LAN、端末機(ICT推進課長が管理するものに限る。))及び公開系システムを利用するものに限り、軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより知事政策局長に協議しなければならない。
- 3 前2項の場合において、知事政策局長は、当該計画を策定しようとする部局長に対し、必要に応じ、技術的支援を行うものとする。

(システム化等の計画の協議に係る回答)

第6条 知事政策局長は、前条第1項又は第2項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る計画について調査及び評価を行い、その結果を部局長に回答するものとする。

- 2 知事政策局長は、前項の規定により回答するに当たっては、必要に応じ、最高情報統括責任者の指示及び情報企画監の技術的助言を求めなければならない。

(システム化等及び情報処理システムの維持管理の分担)

第7条 システム化等及び情報処理システムの維持管理は、情報処理システムを所管する所管課長等(以下「システム所管課長等」という。)が行う。ただし、情報処理システムの対象が全庁的な場合又は高度な知識若しくは技術を必要とする場合であって、最高情報統括責任者が指示するときは、システム所管課長等とICT推進課長が共同で行うものとする。

- 2 ICT推進課長は、システム化等(第5条の2第1項又は第2項の規定による協議をしたものに限る。)をしてから相当期間を経過した情報処理システム又は効果が著しく減少した情報処理システムの見直しをシステム所管課長等に勧告できるものとする。

という。)に関する基本方針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

- 2 総務管理部長は、前項の規定により指針を定めるに当たっては、最高情報統括責任者の指示及び情報企画監の技術的助言を求めなければならない。
- 3 総務管理部長は、必要に応じ、指針の見直しを行うものとする。

(システム化等の計画の協議)

第5条の2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長を除く。)は、前条の規定によりシステム化等(軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。

- 2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長に限る。)は、前条の規定によりシステム化等(庁内LAN、端末機(情報政策課長が管理するものに限る。))及び公開系システムを利用するものに限り、軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。
- 3 前2項の場合において、総務管理部長は、当該計画を策定しようとする部局長に対し、必要に応じ、技術的支援を行うものとする。

(システム化等の計画の協議に係る回答)

第6条 総務管理部長は、前条第1項又は第2項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る計画について調査及び評価を行い、その結果を部局長に回答するものとする。

- 2 総務管理部長は、前項の規定により回答するに当たっては、必要に応じ、最高情報統括責任者の指示及び情報企画監の技術的助言を求めなければならない。

(システム化等及び情報処理システムの維持管理の分担)

第7条 システム化等及び情報処理システムの維持管理は、情報処理システムを所管する所管課長等(以下「システム所管課長等」という。)が行う。ただし、情報処理システムの対象が全庁的な場合又は高度な知識若しくは技術を必要とする場合であって、最高情報統括責任者が指示するときは、システム所管課長等と情報政策課長が共同で行うものとする。

- 2 情報政策課長は、システム化等(第5条の2第1項又は第2項の規定による協議をしたものに限る。)をしてから相当期間を経過した情報処理システム又は効果が著しく減少した情報処理システムの見直しをシステム所管課長等に勧告できるものとする。

3 ICT推進課長及びシステム所管課長等は、システム化等及び情報処理システムの維持管理に必要な体制の整備に努めなければならない。

(情報処理システムの廃止)

第8条 第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムを廃止しようとする部局長は、別に定めるところにより知事政策局長に協議しなければならない。

2 知事政策局長は、前項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る情報処理システムの廃止に伴い措置すべき事項を調査し、その結果を部局長に通知するものとする。

(データの管理)

第9条 (略)

2 前項に規定するシステム所管課長等は、データを記録した入出力帳票及び記録媒体（以下「データファイル」という。）について、ICT推進課長と協議の上、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(6) (略)

3 (略)

(庁内LAN等の利用の承認)

第12条 所管課長等は、次に掲げるものの新たな利用（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものを除く。）をしようとするときは、ICT推進課長の承認を得なければならない。

(1) (略)

(2) 端末機（ICT推進課長が管理するものに限る。）

(3) (略)

2 前項の承認を得ようとする所管課長等は、別に定めるところによりICT推進課長に申請しなければならない。

(安全管理)

第14条 ICT推進課長は、常に情報処理システム及びその関連施設の安全管理に努め、事故防止に万全を期さなければならない。

2 (略)

(指導、助言等)

第15条 ICT推進課長は、情報処理システムの運用に関し必要と認めるときは、所管課長等に対し指導、助言若しくは調査を行い、又は報告を求めることができる。

(研修の実施)

第16条 ICT推進課長は、情報処理システムの運

3 情報政策課長及びシステム所管課長等は、システム化等及び情報処理システムの維持管理に必要な体制の整備に努めなければならない。

(情報処理システムの廃止)

第8条 第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムを廃止しようとする部局長は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。

2 総務管理部長は、前項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る情報処理システムの廃止に伴い措置すべき事項を調査し、その結果を部局長に通知するものとする。

(データの管理)

第9条 (略)

2 前項に規定するシステム所管課長等は、データを記録した入出力帳票及び記録媒体（以下「データファイル」という。）について、情報政策課長と協議の上、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(6) (略)

3 (略)

(庁内LAN等の利用の承認)

第12条 所管課長等は、次に掲げるものの新たな利用（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものを除く。）をしようとするときは、情報政策課長の承認を得なければならない。

(1) (略)

(2) 端末機（情報政策課長が管理するものに限る。）

(3) (略)

2 前項の承認を得ようとする所管課長等は、別に定めるところにより情報政策課長に申請しなければならない。

(安全管理)

第14条 情報政策課長は、常に情報処理システム及びその関連施設の安全管理に努め、事故防止に万全を期さなければならない。

2 (略)

(指導、助言等)

第15条 情報政策課長は、情報処理システムの運用に関し必要と認めるときは、所管課長等に対し指導、助言若しくは調査を行い、又は報告を求めることができる。

(研修の実施)

第16条 情報政策課長は、情報処理システムの運

用に必要な要員を育成し、及び職員の情報処理システムに関する知識の向上を図るため、研修を実施するものとする。

2 (略)

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、知事政策局長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、システム所管課長等が管理する情報処理システム（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をしたものに限る。）の運用について必要な事項は、部局長が知事政策局長と協議の上、別に定める。

に必要な要員を育成し、及び職員の情報処理システムに関する知識の向上を図るため、研修を実施するものとする。

2 (略)

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、総務管理部長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、システム所管課長等が管理する情報処理システム（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をしたものに限る。）の運用について必要な事項は、部局長が総務管理部長と協議の上、別に定める。